

複合機賃貸借仕様書

1 件名

7 令和 7 年度～11 年度複合機賃貸借（消防本部 3 階）（消防課）

2 機種構成表

機器区分	品名及び型式	数量	備考
本体	リコー 複合機 IM C3510F	1	
付属品	サプライテーブル TB3030	1	
	1000 枚中綴じフィニッシャー SR3330	1	
	中継ユニット BU3100	1	
	ヒーターキット タイプ M52	1	

※同等以上の機能を有する別メーカーの機種を可とする。ただし、入札前に本組合と協議を要するものとし、同等品での入札を希望する者は、質問締切日までに質問として提出すること。本組合からの回答を以て協議とする。

3 仕様

- (1) モノクロコピー、カラーコピー、プリンター、カラスキャナー、ファックスの機能を有すること。
- (2) ハガキから A3 サイズまでの用紙にコピーが可能であること。
- (3) A4 用紙モノクロ・カラー共に毎分 35 ページ以上(A4 用紙横置き)のコピーが可能であること。
- (4) 自動用紙選択機能、手差し機能を有すること。
- (5) 2 段の給紙トレイ(2 段あたり 590 枚以上)及び手差しトレイがあること。
- (6) 自動両面原稿送り及び自動両面コピーができること。
- (7) 印刷倍率は、固定倍率が設定されていること。また、倍率を任意で 1%単位で設定できること。
- (8) グリーン購入法適合であること。

- 4 使用予定枚数 モノクロコピー 1,500 枚
 カラーコピー 500 枚

※上記枚数は、1 ヶ月あたりの予定数量であり、実際の使用枚数は変動し、当該数量を保証するものではない。

5 機器の保守

- (1) 点検、修繕等の維持管理及びトナー等の消耗品(用紙を除く)の供給は、保守に含まれるものとする。
- (2) 複合機の設置、撤去等の作業は本契約に含まれるものとする。
- (3) 常に正常な状態で使用できるよう定期的に点検、調整を行うこと。
- (4) 故障の発生等、修繕依頼を受けた場合、速やかに対応できる体制を確立すること。
- (5) 本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となった場合は、速やかに代用機を設置すること。
- (6) 使用済みの消耗品及び部品は、すべて回収すること。

6 賃貸借期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間（60 ヶ月間）とする。

7 契約方法

本契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。契約書の条文中に、次の条項を記載するものとし、契約書の様式は鹿島地方事務組合指定のものとする。

～契約書条項～

(予算の減額又は削除に伴う解除)

第 1 条 この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

第 2 条 第 1 条の規定により、この契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対して損害賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

8 料金方式

(1) 賃貸借料金：年額リース料金方式

リース料金には、物件の搬入、設置調整費用及び期間満了(又は契約解除)後の物件の撤去、引き取り費用を含むものとする。

(2) 保守料金：月額カウンター料金方式

ア 基本料金及び 1 カウントあたりの単価を設定すること。

イ 基本料金に最低保障カウントを含む場合は、そのカウント数を超える 1 カウントあたりの単価を設定すること。

ウ 保守点検、修繕等の維持管理料金及びトナー等の消耗品(用紙を除く)の供給料金を含むこと。

9 賃貸借料の支払い

賃貸借料は、各年度一括前払いとする。

保守料金は、月末締め翌月支払いとする。

10 設置場所

神栖市溝口 4991 番地 5 鹿島地方事務組合消防本部 3 階消防課

11 機器搬入及び納入期限

受注者が責任をもって契約期間の開始前日迄に設置場所へ搬入するものとする。ただし、発注者の了解を得た上で、臨時的に代用機器を置くことができることとし、その設置・撤去等に掛かる費用は本契約に含まれるものとする。また、賃貸借期間中に本契約機器が故障による修理等のため長期にわたり使用不能となったときも同様とする。

12 試験及び検収

機器設置完了後、総合試験を行い、試験完了をもって検収にかえる。

13 入札書及び内訳書

(1) 入札は、仕様を満たすリース料金及び保守料金の 5 年間(60 ヶ月)分の総額で行うものとし、入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札時には、入札金額内訳書を提出すること。

(3) 入札書には、入札金額内訳書の(ウ)欄の金額を記入すること。

- (4) カウント数が使用予定枚数を超えた場合の単価については、契約締結時に協議して定める。
- (5) 入札金額内訳書に、使用予定枚数を越えた場合の単価を参考に記載すること。
- (6) 本体及び付属品の名称等の内訳書は契約時に提出すること。